

病態栄養専門医 制度規則一部改定

第2章 専門医の申請条件

第4条

	<p>専門医認定を申請する者は、次の条件を全て満たすことを要する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識を備えていること。(2) 申請時において内科や外科などの基幹学会の専門医または認定医の資格を有すること。(3) 基幹学会の専門医あるいは認定医を取得後、本学会が認定した専門医研修認定施設あるいは、関連施設において2年以上の研修を受け、本会所定の研修カリキュラムを修了し当該施設において修了した栄養管理実施10症例を有すること。(4) 本学会年次学術集会における発表、または本学会学会誌あるいはレフェリーのある関連学術誌に掲載された病態栄養学に関係する論文のいずれか2編以上を有していること。ただし共同演者あるいは共著でもよい。(5) 申請までに本委員会が指定する専門医セミナー（指定講習）本学術集会を1回以上受講参加すること。
変更	申請までに本学会年次学術集会を1回以上参加すること。

第3章 専門医の申請と認定方法

第5条

	<ol style="list-style-type: none">(1) 専門医認定申請書（本会申請書類の所定様式）(2) 履歴書（本会申請書類の所定様式）(3) 日本国医師免許証（写）(4) 内科や外科などの基幹学会の専門医（または認定医）資格認定証（写）(5) 認定施設・関連施設で研修した場合は指導医の証明を受けた栄養管理実施研修10症例記録を、認定施設・関連施設以外で研修した場合は病院長の証明を受けた栄養管理実施研修10症例記録（本会申請書類の所定様式）<ol style="list-style-type: none">①研修カリキュラムに規定した14疾患のうち以下の5疾患を必須とする。<ol style="list-style-type: none">1)内分泌代謝疾患 2)呼吸器疾患 3)循環器疾患 4)腎疾患 5)消化器疾患②それ以外の5疾患は1)から14)のいずれでも可とする。(6) 認定施設・関連施設で研修した場合は指導医の証明を受けた研修修了証明書を、認定施設・関連施設以外で研修した場合は病院長の証明を受けた認定施設・関連施設外研修修了書を提出する（本会申請書類の所定様式）(7) 病態栄養専門医研修カリキュラム到達評価申告書（本会申請書類の所定様式） ※認定施設・関連施設以外で研修したものは指導医の評価欄は不記載(8) 第4条（5）に定める発表抄録または論文（写）
変更	(9) 専門医セミナー（指定講習）受講証 本学会年次学術集会 参加証

第6章 専門医更新の申請と認定方法

第12条

変更	専門医の更新を申請する者は、次の書類を委員会に提出する。
	(1) 専門医更新申請書類一式（本学会所定様式） ①申請書 ②更新単位計算書 ③専門医セミナー受講証（指定講習）*受講1回必須 本学会年次学術集会 参加証 ④別紙更新細則に定めた論文、学会出席など更新単位取得を証明する書類 (2) 5年間に新たな栄養管理実施10症例（本学会所定様式）
2	3回目以後の更新においては症例報告を免除する

病態栄養専門医 取得単位一部改定

取得単位

1. 日本病態栄養学会年次学術集会出席 （筆頭発表者は5単位追加）	10 単位 20 単位 に変更
2. 栄養学に関する論文（査読者ありの学術論文）筆頭者 共著者	10 単位 5 単位
3. 日本病態栄養学会専門医セミナー出席（指定講習）	10 単位 撤廃
4. 日本病態栄養学会が主催する栄養に関するセミナー出席	5 単位
5. 栄養に関する学会出席（総会に限る）	各 3 単位

※本制度は2024年度より適用となります。

2023年度までの学会参加単位・指定講習単位は従来通りの単位で申請が可能です。